

報告会社 御中

一般社団法人  
近畿ブロック昇降機等検査協議会



## 平成 30 年度 10 月分 受付状況ご通知 (月報)

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、10 月度の受付台数は 14,442 台で前年同月比 111.0%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

### 記

#### 1. 戸開走行保護装置と地震時等管制運転装置の設置日記載について

平成 28 年 7 月 1 日以降既設のエレベーターに戸開走行保護装置と地震時等管制運転装置を設置した場合については、定期検査報告書(第二面)【8.備考】へ設置年月日と設置した旨を記載するよう行政指導があり、現在実施いただいています。

しかし、前回報告で記載を失念した場合は、今回の検査結果表の余白に記載漏れについての記載と定期検査報告書(第二面)【8.備考】へ設置年月日と設置した旨の記載の両方の記載が必要です。(平成 28 年 6 月「月報」のご連絡及び別紙 1 を参照ください。)

#### 2. 1(6)接触器の最終交換日と名称記入について

交換基準をカッコ内に書ききれない場合に、別添用紙に記載して添付される場合は、別添用紙と検査結果表への記載内容を十分確認し差異の無い様にご注意願います。

(不具合事例:最終交換日がそれぞれ異なり、検査結果表へは最も古い交換日を記載するも、接触器の名称は全てを記載している。)

#### 3. 小荷物専用昇降機の基準月設定について

平成 30 年 4 月より報告対象となった既設小荷物専用昇降機(平成 28 年 5 月以前設置)の新規報告の基準月設定について、今年度中(平成 31 年 3 月 31 日まで)に初回報告を行う場合においてのみ、「基準月変更届・統一要望書」添付により、基準月を検査月にする事もできます。基準月を検査月にする場合は、「基準月変更届・統一要望書」を定期検査報告書に添付してください。(対象は滋賀県下、京都市以外の京都府下、奈良県下、和歌山県下です。)

#### 4. 年内受付最終日について

今年も残り 2 ヶ月となりました。協議会の年内受付最終日は平成 30 年 12 月 25 日(火)とさせていただきます。12 月 26 日(水)から翌年 1 月 6 日(日)までに協議会へ到着の物件につきましては、平成 31 年 1 月 7 日(月)の受付とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上